

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

『働き方改革推進支援助成金』(職場意識改善特例コース) をご存知ですか？

申請期限
2020年
5月29日

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主様を支援する制度です。

助成対象システム

- ・ 就業・勤怠管理システム「就業大臣」
- ・ 「就業大臣」連携ICタイムレコーダー「SX-250D」、「SX-100D」
- ・ クラウド型打刻管理サービス「大臣スマート打刻サービス」



対象事業主様

労働者災害補償保険の適用事業主で、新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備することに取り組む中小企業事業主※

※中小企業事業主の範囲→

労働者災害補償保険の適用事業主であり、AまたはBの要件を満たす必要があります。

業 種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組の実施に要した経費の一部を支給します。

1. 労務管理担当者に対する研修
2. 労働者に対する研修、周知・啓発
3. 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
4. 就業規則等の作成・変更
5. 人材確保に向けた取組
6. 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
7. 労務管理用機器の導入・更新
8. デジタル式運行記録計（デジタルコ）の導入・更新
9. テレワーク用通信機器の導入・更新
10. 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗濯機など）

※研修には、業務研修も含まれます。

※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。

「就業大臣」
タイムレコーダなど
が対象

支給要件

事業実施期間中（2020年2月17日～5月31日）に「特別休暇の整備」、「助成対象の取組を行うこと」を実施すること

支給額

以下のどちらか低い方の額が助成されます。

(1) 対象経費の合計額×補助率 **3/4※**

(2) 1企業当たりの上限額 **(50万円)**

※常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で6から10を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

申請書受付期限

2020年5月29日（金）までです。

※助成内容の詳細や利用方法につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html